

# 平成 22 年度 世界トップレベル研究拠点プログラム(WPI) 公募要領

## 1. 目的

我が国の科学技術水準を向上させ、将来の発展の原動力であるイノベーションを連続的に起こしていくためには、その出発点である我が国の基礎研究機能を格段に高め、国際競争力を強化していく必要がある。そのためには、世界トップレベルの研究拠点を、従来の発想にとらわれることなく構築し、世界の頭脳が集い、優れた研究成果を生み出すとともに、優秀な人材を育む「場」を我が国に作っていく必要がある。

このような観点から、高いレベルの研究者を中核とした世界トップレベルの拠点形成を目指す構想に対し集中的な支援を行い、システム改革の導入等の自主的な取組を促すことにより、研究水準の一層の向上を図るとともに、第一線の研究者が是非そこで研究したいとして世界から多数集まってくるような、優れた研究環境と極めて高い研究水準を誇る「目に見える拠点」の形成を目指す。

今回は、日本が環境領域の技術革新により世界をリードしていく観点から、異分野の融合により低炭素社会への貢献が期待される環境領域で、新規1拠点の拡充を図る。

## 2. 対象機関(ホスト機関(本事業により、世界トップレベルの研究拠点の形成を図る中核機関)となり得る機関)

大学、大学共同利用機関法人、独立行政法人、公益法人

## 3. 採択件数

1件

## 4. 実施期間

10年間。ただし、特に優れた成果をあげているものについては更に5年間の延長を認める。また、助成開始5年後に中間評価を実施し、計画の変更、中止等の見直しを行う。

## 5. 対象とする拠点構想及びその要件

対象とする拠点構想は、「人」を重視したものであって、拠点長の中長期的なビジョンの下に国際的な研究拠点を形成しようとするもので、以下の内容のいずれをも満たすものとする(拠点構想の中で、これらを実現していくための手順、時期等について明示すること)。

### (1) 対象分野

基礎研究分野(基礎から応用への展開を目指す分野を含む。)で、異分野の融合により

低炭素社会への貢献が期待される環境領域を対象とする。具体的には、温暖化ガス削減に資する緩和策を中心とする領域とする。

## (2) 研究達成目標

国民に対し拠点における研究の方向性を分かり易く説明するとの観点から、実施期間終了時(10年後)の研究達成目標を一般国民にも分かり易い形で明確に設定する。

その際、環境領域において、異分野の融合によりどのような研究を実施していくのか、その上で、どのような科学技術上の世界的な課題の解決に挑戦するのか、また、その実現により、将来、どのような社会的インパクトが期待できるのか、をできるだけ分かり易く記述すること。

## (3) 運営

当該拠点を真の「世界トップレベル拠点」として発展させていくためには、優れた運営体制を構築することが極めて重要であり、優秀な研究者・職員のリクルートやシステム改革等拠点運営に常に意を用いる専任の拠点長及びそれを支える事務部門が必要である。特に、拠点長は、当該拠点の「顔」として、拠点の存在を世界にアピールすること、世界の優秀な研究者を招へいしてこること等が重要な役目となることから、拠点の対象とする分野で世界的な業績をあげており、かつ拠点の運営に強力なリーダーシップを発揮できる著名な研究者を迎えることが望ましい。また、拠点長を事務管理面で強力に補佐し、研究者にとって研究に専念できる環境を常に提供しつづける役割を担う事務部門長を配置する。

また、当該拠点の管理運営は、臨機応変で迅速な意志決定が行い得るよう、拠点長を中心としたものとするとし、拠点長の最終的な選・解任、主任研究者採用の承認等以外の事項は拠点長が意志決定を行い得ることとする。

## (4) 拠点を構成する研究者等

「世界から目に見える拠点」とするためには、研究水準が高く、ある程度の規模を有する中核が物理的に集結していることが求められる。このため、他の国際的な研究拠点の例も踏まえつつ、以下を目安として、ホスト機関内に拠点の中核となる組織を構築する。

- ①海外から招へいする優秀な外国人研究者 1～2 割程度あるいはそれ以上とホスト機関内からの研究者及び国内他機関から招へいする研究者を併せて、世界トップレベルの研究者 10～20 人程度あるいはそれ以上の主任研究者(教授、准教授相当)を集結させる。
- ②ポスドク等若手研究者を含めた研究者、研究支援員、事務スタッフ等も含めた総勢は 200 人程度あるいはそれ以上を目標とする。
- ③研究者のうち常に 3 割程度以上は、短期滞在の者も含め、外国人研究者とする。
- ④拠点を構成する主任研究者の過半数が、例えば下記の指標を総合して世界トップレベルの研究者である。

- i) 国際的影響力: 具体的には、a) 分野を代表する国際学会での招待講演・座長・理事・名誉会員、b) 有名レクチャーシップへの招待講演、c) 主要

国アカデミー会員、d)国際賞の受賞、e)有力雑誌の編者の経験  
など

ii)大型の競争的資金の獲得

iii)論文被引用

また、この中核となる組織を中心として、例えば、サテライト的な機能を設けること等を通じ、国内外の他機関と有機的な連携や施設・設備の有効活用などを行うことにより、拠点全体としての機能の補完・強化を図ることもできる。

#### (5) 環境整備

世界から集まるトップレベルの研究者が、国際的かつ競争的な環境の下で快適に研究に専念できるようにするため、例えば、以下のような措置を講じる。

- ①研究者から研究以外の職務を減免するとともに、種々の手続き等管理事務をサポートするためのスタッフ機能を充実させるなどにより、研究者が研究に専念できるような環境を提供する。
- ②招へいた優秀な研究者が、移籍当初競争的資金の獲得に腐心することなく自らの研究を精力的に継続することができるよう、必要に応じスタートアップのための研究資金を提供する。
- ③ポストドクは、原則として国際的公募により採用する。
- ④職務上使用する言語は英語を基本とし、英語による職務遂行が可能な事務スタッフ機能を整備する。
- ⑤研究成果に関する厳格な評価システムと能力に応じた俸給システム(例えば年俸制等)を導入する(主にホスト機関外からの招へい研究者が対象。拠点形成以前よりホスト機関に所属していた研究者についてはホスト機関が給与を支給することが基本。(別添1参照))。
- ⑥「世界トップレベル拠点」としてふさわしい研究室、居室等の施設・設備環境を整備する。
- ⑦世界トップレベルの研究者を集めた国際的な研究集会を定期的(少なくとも年に1回以上)に開催する。

#### (6) 世界的レベルを評価する際の指標等

対象分野における世界的なレベルを評価するのに適当な評価指標・手法を提示する。また、当該評価指標・手法に基づき、助成開始時に他の世界的研究拠点との比較でどのようなレベルにあるかについての現状評価を示すとともに、本事業により達成すべき目標を設定する。

注)評価指標・手法の適正さも採択の際の考慮項目とするとともに、事業の中間・事後評価にあたっては、提示された評価指標・手法に基づき、その達成度合いを厳正に評価する。

## (7) 研究資金等の確保

当該拠点の運営及びそこにおける研究活動のために、本件プログラムからの支援額と同程度以上のリソースを、当該拠点に参加する研究者が獲得する競争的資金等の研究費、ホスト機関からの現物供与等（人件費の部分負担、研究スペースの提供を含む。）もしくは外部からの寄付等により確保する。

## 6. ホスト機関からのコミットメント

当該拠点が真に「世界トップレベル拠点」となるよう、ホスト機関は、当該拠点をホスト機関の中長期的な計画に明確に位置づけた上で機関を挙げて全面的な支援を行う。

また、申請の際に以下の項目についてのホスト機関としてのコミットメントを具体的に明示する。

- (1) 当該拠点が、拠点運営及び拠点における研究活動のために、本件プログラムからの支援額と同程度以上のリソースを、当該拠点に参加する研究者が獲得する競争的資金等の研究費、ホスト機関からの現物供与等（人件費の部分負担、研究スペースの提供を含む。）もしくは外部からの寄付等により確保するにあたり必要な支援を行う。
- (2) 拠点運営に一定の独立性を確保するため、「拠点構想」実施に当たって必要な人事や予算執行等に関し、拠点長が実質的に判断できる体制を整える。
- (3) 機関内研究者を集結させるに当たり、ホスト機関内の他の部局における教育研究活動にも配慮しつつホスト機関内での調整を積極的に行い、拠点長を支援する。
- (4) 機関内の従来の運営方法にとらわれない手法（英語環境、能力に応じた俸給システム、トップダウン的な意志決定システム等）を導入できるように機関内の制度の柔軟な運用、改正、整備等に協力する。
- (5) インフラ（施設（研究スペース等）、設備、土地等）の利用に関し便宜を図る。
- (6) その他、当該拠点が「拠点構想」を着実に実施し、名実ともに「世界トップレベル拠点」となるために最大限の支援をする。

## 7. 構想の策定

研究グループのリーダーを中心に策定する「拠点構想」を受け、ホスト機関の長（学長、理事長等）は、上記 6 に示すホスト機関からのコミットメントの具体的内容を取りまとめ、研究グループのリーダーとの連名で応募する。この際、研究グループのリーダー（拠点長が着任して以降は、拠点長）を「拠点構想」の実施に一義的な責任を有する「拠点構想責任者」とし、ホスト機関の長をホスト機関からのコミットメントの部分も含めた構想全体に責任を有する「全体責任者」（本件補助金は、ホスト機関に対する機関補助となるため、最終的な実施責任は「全体責任者」たるホスト機関の長が負う。）とする。「拠点構想」は、当該補助金による取組だけでなく、拠点、ホスト機関及び連携機関の独自の取組や実施期間終了後の取組も含めた、総合的かつ長期的な構想として策定することとする。

また、「拠点構想」において示した拠点運営に係る事項のうち、当該補助金の充当が適当と

考える事項についての具体的な計画(以下、「充当計画」という。)についても、「拠点構想」とあわせて策定することとする。

なお、公募に当たり、ホスト機関ごとの応募件数を制限することはない。

## 8. 費用

- (1) 充当計画の実現に必要な経費は、補助金として文部科学省から支給する。なお、直接経費の30%に相当する額を間接経費としてホスト機関に対し支給する。
- (2) 本プログラムにおいて使用できる費用の種類は、原則として別添1に示すものとする。
- (3) 当該補助金により充当する1拠点当たりの経費は、原則、年間5～14億円程度(間接経費を含む。拠点構想、実施年に応じ、充当する経費の規模は変動。各年度の最終的な補助額は予算確保の状況に応じて調整する。)とする。

## 9. 機関の選定

### (1) 審査手順

文部科学省は、外国人有識者を含む外部有識者からなる委員会(「世界トップレベル研究拠点プログラム委員会」。以下、「プログラム委員会」という。)を設置し、提出された提案書類による書類審査並びに「拠点構想責任者」及び「全体責任者」からのヒアリングの二段階審査を経て選定する。

### (2) 選定に係る評価項目及び審査基準

#### ① 構想の内容

- ・ 提案された拠点構想が、上記5の要件をいずれも満たしており、また内容的に適切なものとなっているか。
- ・ 提案されたホスト機関からのコミットメントが上記6の要件をいずれも満たしており、また内容的に適切なものとなっているか。
- ・ 本プログラムの実施期間が終了した後も、当該拠点が「世界トップレベル拠点」であり続けるための取組が期待できるか。
- ・ 真の「世界トップレベル拠点」として、世界のトップレベル研究者を惹きつける構想となっているか。

#### ② 波及効果

- ・ 提案された拠点構想が、ホスト機関の他部局や他の研究機関が世界トップレベル研究拠点を構築する際に参考となりうる要素を持つ先導的なものであるか。

#### ③ 資金計画

- ・ 提案された充当計画の内容は妥当であり、高い費用対効果が見込まれる取組か。

- (3) 選定に当たっては、プログラム委員会等の意見を踏まえ、拠点構想、充当計画及びホスト機関からのコミットメント(以下、「拠点構想等」という。)についての改善のための意見を付すこ

とがある。

## 10. 実施

- (1) 選定されたホスト機関は、9.(3)でいうプログラム委員会等の意見を踏まえ、拠点構想等を必要に応じ修正の上、さらに日本語版も作成し、文部科学省に提出する。なお、これらについては、検討の結果、更に意見を付すことがある。
- (2) ホスト機関は、毎年度、拠点構想等の進捗状況及び経費の使用実績に関する報告書を作成し、文部科学省に提出する。
- (3) 文部科学省は、プログラム委員会の下に有識者により構成される、各選定拠点ごとのワーキンググループを設置し、上記(2)の報告書の検討及びサイトヴィジット等を通じて、拠点構想等の進捗状況を確認する。仮にホスト機関によるコミットメントの部分を含め、10.(1)により提出された書類に照らし、拠点構想等の実施に不十分な部分が認められる場合には、文部科学省は全体責任者及び拠点構想責任者に対し改善を求める。
- (4) 本事業による成果については、国民・社会に対しての説明責任を果たす観点から、事後評価を実施した年度に開催される一般国民を対象とした成果発表会において発表する。
- (5) 拠点長の異動その他拠点構想の重要事項(国際研究拠点形成促進事業費補助金交付要綱第6条第1項に定める交付決定通知書に明示)に変更の必要が生じた場合は、拠点構想責任者及び全体責任者は遅滞なく文部科学省に変更を申請する(下記URLを参照のこと)。文部科学省は必要に応じプログラム委員会に諮った上で、当該変更が上記9に示す審査基準を満たしていると認めるときは変更を承認する。

また、上記以外の事項について拠点構想等に変更が生じた場合には、拠点構想責任者及び全体責任者は遅滞なく文部科学省に報告する。

### 【URL】

<http://www.jsps.go.jp/j-toplevel/index.html>

## 11. 応募方法等

本事業への応募は、独立行政法人日本学術振興会への応募関係書類(事前応募登録書及び応募書類一式)の提出と、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による応募が必要である(※両方が必要である。)

### (1) 独立行政法人日本学術振興会への応募関係書類の提出

- ① 正式な応募に先立ち、事前応募登録書(別添 2)を提出すること。事前応募登録書は、書類審査のレビュー選定のために用いられるが、書類審査、本審査の際に審査の対象となることはない。事前応募登録書の提出のない拠点構想については、正式な応募を受け

付けることが出来ない。

②正式な応募の際の提出書類は、別添 3 の応募書類様式によるものとする。(審査に使用する書類の正版は英語とし、一部様式については日本語版も添付する。)

③提出部数、提出先については以下のとおり。

#### <提出部数>

##### ①事前応募登録時

・ 事前応募登録書(英語版及び日本語版) 1部

##### ②応募書類提出時

・ 公文書 1部  
・ 応募書類 一式 30部  
・ 上記関係書類の電子データ(公文書は除く)を保存した CD-R(W) 拠点ごとに 1枚

#### <提出先>

##### ①事前応募登録時

以下まで電子メールで提出

メールアドレス:jspstoplevel@jsps.go.jp

(独立行政法人日本学術振興会 研究事業部研究事業課  
(世界トップレベル研究拠点プログラム委員会事務局))

##### ②応募書類提出時

応募書類を送付する場合は、封筒に「世界トップレベル研究拠点応募書類在中」と朱書きの上、配達証明ができる方法(配達記録、小包、簡易書留、宅配便等)で余裕をもって発送し、提出期間内に必ず着くようにする。

〒102-8471

東京都千代田区一番町 8 番地 一番町 FS ビル 1 階会議室  
独立行政法人日本学術振興会 研究事業部研究事業課  
(世界トップレベル研究拠点プログラム委員会事務局)

#### (2) 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による応募

独立行政法人日本学術振興会ホームページにて公開されている「e-Rad による応募について」を参照すること。

なお、e-Rad の利用に当たっては、事前に所属研究機関及び研究者を e-Rad に登録し、所属研究機関番号及び研究者番号を取得する必要がある。登録方法については、ポータルサイトを参照すること<<http://www.e-rad.go.jp>>。登録手続きに日数を要する場合がありますため、2週間以上の余裕をもって登録手続きをすること。なお、一度登録が完了すれば、他府省庁等が所管する制度・事業の応募の際に再度登録する必要はない。また、他府省庁等が所管する制度・事業で登録済みの場合は再度登録する必要はない。

※注 1: 個人情報の取扱い

e-Rad に入力する個人情報は、不合理な重複・過度の集中の排除のために必要な範囲において、「府省共通研究開発管理システム(e-Rad)」等を通じて、他府省を含む他の競争的資金の担当者(独立行政法人を含む。)に情報の提供を行うことがある。

※注 2: 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)上の拠点構想等の情報の取扱い

採択された個々の拠点構想に関する情報(事業名、拠点構想名、所属研究機関名、拠点長名、予算額及び実施期間)については、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」(平成 11 年法律第 42 号)第 5 条第 1 号イに定める「公にすることが予定されている情報」であるものとする。これらの情報については、採択後、適宜本事業のホームページにおいて公開。

※注 3: 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)からの政府研究開発DBへの情報提供等

文部科学省が管理運用する府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を通じ、内閣府の作成する標記データベースに、各種の情報を提供することがある。また、これら情報の作成のため、各種の作業や情報の確認等についてご協力いただくことがある。

(3) 提出書類作成についての注意事項

①提出書類等については、本公募要領にしたがっていない場合や不備がある場合も、差し替えや修正は原則として認めない。

②提出書類等に、虚偽の記載があった場合又は必要な情報が記載されていなかった場合には、審査対象とされない場合がある。また、虚偽の記載等があった場合は、採択後に於いても、採択を取り消すことがある。

③提出書類は、提出者の利益の維持、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」その他の観点から、文部科学省及び関連事務の委託先である独立行政法人日本学術振興会において審査等の資料として使用するが、それ以外の目的には使用せず、内容に関する秘密は厳守する(詳しくは下記 URL を参照のこと)。

【URL】

[http://www.soumu.go.jp/main\\_sosiki/gyoukan/kanri/kenkyu.htm](http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/gyoukan/kanri/kenkyu.htm)

④提出書類の内容の一部については、後述の 12. (3)の目的のための必要な範囲において他府省を含む他の競争的資金の担当者(独立行政法人を含む。)に情報提供を行うことがある。また、他の競争的資金制度における重複提案の確認を求められた際には、同様に情報提供を行うことがある。



## 12. 留意事項

### (1) 補助金の執行に関する留意事項

#### ① 補助事業の遂行及び管理

本補助金は、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令」等に基づいた適切な経理等を行わなければならない。

本事業の経理については、他の経理と明確に区分し、その収入及び支出の内容を記載した帳簿を備え、その収入及び支出に関する証拠書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を当該交付を受けた年度の翌年から5年間保存することとする。

なお、設備備品等を購入した場合は、それらが国から交付された補助金により購入されたものであることを踏まえ、補助事業の期間内のみならず、補助事業の終了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用を図ることとする。

#### ② 不正な使用等に関する措置

補助金の不正な使用等が認められた場合には、補助金の全部又は一部の返還を求めるとともに、不正な使用等を行った研究者は、以下の期間について、世界トップレベル研究拠点プログラムへの参画を制限する。

また、当該不正使用等の概要は、他府省を含む他の競争的資金担当課に提供されることとなるが、これにより、他府省を含む他の競争的資金担当課は、所管する競争的資金への申請及び参加を制限する場合がある。

(i) 不正な使用等を行った場合は、補助金の返還が命じられた年度の翌年度以降2年間((ii)の場合を除く)。

(ii) 不正な使用等を行い、本事業以外の用途への使用があった場合は、補助金の返還が命じられた翌年度以降2～5年間の間で、その内容等を勘案して相当と認められる期間

#### ③ 「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」(平成19年2月15日文科科学大臣決定)に基づく措置

本事業の応募に当たっては、各研究機関では標記ガイドラインに基づく研究費の管理・監査体制の整備、及びその実施状況等についての報告書を平成22年4月27日(火)までに、文部科学省に提出することが必要である(実施状況報告書の提出がない場合は、事業の実施が認められなくなるため、ご注意ください。)

提出する実施状況報告書の様式、提出先等については、以下のホームページを参照。

#### 【URL】

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kansa/1284645.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kansa/1284645.htm)

※注：平成 21 年 9 月以降、他の競争的資金等の応募に際して報告書を提出している場合には、今回新たに報告書を提出する必要はない。その場合は、応募書類とともに提出する公文書に報告書を提出済みである旨記載すること。

また、平成 23 年度以降も継続して事業を実施する場合は、平成 22 年秋頃に、再度報告書の提出が求められる予定であるので、文部科学省からの周知等に十分留意すること。

報告書の提出の後、必要に応じて、文部科学省（資金配分機関を含む）による体制整備等の状況に関する現地調査に協力をいただくことがある。また、報告内容に関して、平成 19 年 5 月 31 日付け科学技術・学術政策局長通知で示している「必須事項」への対応が不適切・不十分である等の問題が解消されないと判断される場合には、補助金を交付しないことがある。

#### ④研究活動の不正行為に関する措置

本拠点内での研究活動の不正行為（捏造、改ざん、盗用）が認められた研究者については、「研究活動への不正行為への対応のガイドラインについて（平成 18 年 8 月 8 日 科学技術・学術審議会研究活動の不正行為に関する特別委員会）」に基づき、本補助金の全部又は一部の返還を求めるとともに、以下の期間について、世界トップレベル研究拠点プログラムへの参画を制限する。

また、当該不正行為等の概要は、他府省を含む他の競争的資金担当課に提供されることとなるが、これにより、他府省を含む他の競争的資金担当課は、所管する競争的資金への申請及び参加を制限する場合がある。

- (i) 不正行為に関与したと認定された者については、2～10 年間の間で、その内容等を勘案して相当と認められる期間
- (ii) 不正行為に関与したとまでは認定されないものの、当該行為について、一定の責任を負う者として認定された者については 1～3 年間の間でその内容等を勘案して相当と認められる期間

#### ⑤他の競争的資金で申請及び参加の制限が行われた研究者に対する措置

国又は独立行政法人が所管している他の競争的資金制度<sup>※注</sup>において、研究費の不正使用等又は研究活動の不正行為等により制限が行われた研究者については、他の競争的資金制度において応募資格が制限されている期間中、世界トップレベル研究拠点プログラムへの参画を制限する。

※注：現在、具体的に対象となる制度については、以下のホームページを参照。

【URL】

<http://www8.cao.go.jp/cstp/compefund/06ichiran.pdf>

また、平成 22 年度に新たに公募を開始する制度も含む。なお、平成 21 年度以前に終了した制度においても対象となることもある。

#### ⑥関係法令等に違反した場合の取り扱い

応募書類に記載した内容が虚偽であったり、関係法令・指針等に違反し、拠点構想を実施した場合には、「補助金の交付をしないこと」や、「補助金の交付を取り消すこと」がある。

#### ⑦間接経費に係る領収書の保管に係る事項

間接経費の配分を受ける研究機関においては、間接経費の適切な管理を行うとともに、間接経費の適切な使用を証する領収書等の書類を、事業完了の年度の翌年度から 5 年間適正に保管しておくこと。

### (2) 公表

応募の受付を終了した段階で、応募ホスト機関名、各機関ごとの応募数、拠点構想名、連携機関名等を公表する予定。また、採択されたものについては、拠点構想責任者名、拠点構想の概要等についても公表する予定。

### (3) その他

- ・ 現に又は今後、国等から助成を受ける活動の経費について、重複して本事業の経費として交付申請することはできない。
- ・ 「競争的資金の適正な執行に関する指針(平成 17 年 9 月 9 日)」を踏まえ、不合理な重複等の排除を行うために必要な範囲内で、申請内容の一部を他府省を含む他の競争的資金制度に情報提供する場合があるとともに、不合理な重複等があった場合には採択を取り消すことがある。なお、他の競争的資金等の応募・受入状況についても、虚偽の記載があった場合は、採択を取り消すこと等がある。

## 13. 問い合わせ先、スケジュール

＜公募要領その他の問い合わせ先＞

〒100-8959 東京都千代田区霞ヶ関 3-2-2

文部科学省科学技術・学術政策局科学技術・学術戦略官付  
(推進調整担当)WPI担当

電話:03-6734-3855 内線 3855

FAX:03-6734-4176

ホームページ:

[http://www.mext.go.jp/a\\_menu/kagaku/toplevel/index.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/kagaku/toplevel/index.htm)

(本ホームページより、応募書類の様式のダウンロードが可能)

<応募書類及び審査の手続きに関する問い合わせ先>

〒102-8472 東京都千代田区一番町 8 番地 一番町 FSビル 7F  
独立行政法人日本学術振興会 研究事業部研究事業課  
(世界トップレベル研究拠点プログラム委員会事務局)  
電話:03-3263-0967  
FAX:03-3237-8015  
ホームページ:<http://www.jsps.go.jp/j-toplevel/index.html>  
(本ホームページより、応募書類の様式のダウンロードが可能)

<府省共通研究開発管理システム(e-Rad)の操作方法に関する問い合わせ先>

府省共通研究開発管理システム(e-Rad)ヘルプデスク  
電話:0120-066-877  
(受付時間:9時30分~17時30分 但し、土曜日、日曜日、祝祭日を除く)

<スケジュール>

- 事前応募登録書の提出期間: 平成22年3月23日(火)午前10時  
~3月26日(金)午後5時
- 応募書類の提出期間: 平成22年4月26日(月)~4月27日(火)  
(午前10時から正午まで及び午後1時から午後5時まで。)
- 府省共通研究開発管理システム(e-Rad)による公募期間:  
平成22年2月3日(水)午後2時  
~4月27日(火)午後5時
- 選定結果の通知(予定): 平成22年9月下旬

## 1. 直接経費の使途可能範囲

### (1) 人件費

補助対象とする人件費は、次のとおりとする。なお、補助事業者の役員及び補助事業者以外の者の役員に支払う役員報酬及び役員退職手当並びに当該者に係る法定福利費などは、補助事業費とは認められない。

- ・補助事業者又は補助事業者以外の者と労働契約を締結し、補助事業に参加する者(以下「職員等」という。)に、賃金、給料、手当又は賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として支払うすべてのもの(以下「賃金」という。)
- ・職員等に係る福利厚生を目的とするもののうち賃金とみなされるもの
- ・職員等に支払う退職手当
- ・職員等に係る法定福利費
- ・上記に該当するものであっても次のものは、補助対象外とする。
  - ・補助事業者と労働契約を締結し、かつ、研究拠点以外の部局等に所属し、いわゆる「併任」として補助事業に参加する者に係るもの
  - ・職員等に支払う補助事業期間以外の期間に係る賞与及び退職手当並びに賞与引当金及び退職給付引当金

### (2) 事業推進費

補助対象とする事業推進費は、次のとおりとする。

- ・補助事業を実施するために必要なもののうち、人件費、旅費及び設備備品等費以外のもの
- ・上記に該当するものであっても次のものは、補助対象外とする。
  - ・賃金とみなされるものを除き福利厚生を目的とするもの
  - ・大学院博士課程在学者、大学院博士課程修了者などに、奨学金、研究奨励金その他名称の如何を問わず、研究に専念する機会を与えるためなどに支給するすべてのもの
  - ・研究拠点が開催する国際的な研究集会の開催に伴うレセプションなどでの飲酒を含め酒などの嗜好品に係るもの
  - ・事故、災害などの発生に備え又は発生した場合の処理などに係る損害保険料、弁護士費用、損害賠償金など
  - ・補助事業者が補助事業開始以前から使用する土地、建物及び附属設備並びに構築物の賃借費
  - ・補助事業者が所有する資産を研究拠点が使用するための使用料等(ただし、補助事業者が定めた規則などにおいて、使用料等が定められている資産であり、かつ、当該使用料等が資産の使用等に伴って発生する資産の管理に最低限必要な経費である場合は、補助対象とする。)

### (3) 旅費

補助対象とする旅費は、次のとおりとする。

- ・補助事業を実施するために必要なもので、内国及び外国を旅行する者に支払う鉄道賃、日当、宿泊料など

### (4) 設備備品等費

補助対象とする設備備品等費は、次のとおりとする。

- ・補助事業を実施するために必要不可欠かつ基盤的な機械及び装置並びにその他の附属設備、工具、器具及び備品並びに図書その他の有形固定資産の取得、製造、リース、改造、修理及び据付などの経費で資本的支出となるもの

補助対象外とする設備備品等費は、次のとおりとする。

- ・補助事業を実施するために必要な土地、建物及び附属設備並びに構築物の取得、リース、改造、修理又は据付などの経費で資本的支出となるもの

### (5) その他文部科学大臣が認めた経費

補助対象とする経費は、補助対象外の直接経費のうち、文部科学大臣が特に補助対象として認めたものとする。

## 2. 直接経費の使途の具体例

上記 1 の経費の範囲内において、本件補助金の使途として、例えば以下のようなものが挙げられる。

- 招へい研究者のスタートアップ研究費、給与、住居手当、子女教育手当等研究者の招へいに必要な経費
- ORA (Research Assistant)、ポスドクなど、優秀な若手研究者の支援に必要な経費
- 研究支援員、事務スタッフ等の給与
- 連携機関と共同研究の実施のために必要な経費
- 国際的な研究集会等を開催するための経費
- サテライトにおけるスペースを確保するための経費
- 必要な最先端設備の開発費、整備費、運用費
- 研究者が研究集会等に出席する際の旅費・滞在費

### 3. 間接経費の使途可能範囲

間接経費の使途については、「＜別表＞間接経費の主な使途の例示」を参考としつつ、適切に使用する。（直接経費を使用すべきものは対象外となる。）

#### ＜別表＞間接経費の主な使途の例示

被配分機関において、当該研究遂行に関連して間接的に必要となる経費のうち、以下のものを対象とする。

##### ○管理部門に係る経費

－管理施設・設備の整備、維持及び運営経費

－管理事務の必要経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、人件費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費

など

##### ○研究部門に係る経費

－共通的に使用される物品等に係る経費

備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

－当該研究の応用等による研究活動の推進に係る必要経費

研究者・研究支援者等の人件費、備品購入費、消耗品費、機器借料、雑役務費、通信運搬費、謝金、国内外旅費、会議費、印刷費、新聞・雑誌代、光熱水費

－特許関連経費

－研究棟の整備、維持及び運営経費

－実験動物管理施設の整備、維持及び運営経費

－研究者交流施設の整備、維持及び運営経費

－設備の整備、維持及び運営経費

－ネットワークの整備、維持及び運営経費

－大型計算機（スパコンを含む）の整備、維持及び運営経費

－大型計算機棟の整備、維持及び運営経費

－図書館の整備、維持及び運営経費

－ほ場の整備、維持及び運営経費

など

##### ○その他の関連する事業部門に係る経費

- －研究成果展開事業に係る経費
  - －広報事業に係る経費
- など

※上記以外であっても、研究機関の長が研究課題の遂行に関連して間接的に必要と判断した場合、執行することは可能である。なお、直接経費として充当すべきものは対象外とする。

出典：競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針

平成17年3月23日競争的資金に関する関係府省連絡会申し合わせ

#### 4. 研究資金ルール標準化案

研究機関内の研究設備・装置の使用料、研究機関内の施設の使用料、人件費、光熱水費の直接経費からの支出については、文部科学省及び独立行政法人日本学術振興会ホームページにて公開されている「研究資金ルール標準化案」の通りとする。

【URL】

<http://www.jsps.go.jp/j-toplevel/index.html>



(世界トップレベル研究拠点プログラム)

事前応募登録書様式

(英語、日本語の2つのバージョンを作成)

ホスト機関名			
全体責任者(ホスト機関の長)氏名			
拠点構想責任者	氏名		
	所属		
	役職		
拠点長候補者	氏名		
	所属		
	役職		
拠点構想の名称(仮称も可。20字以内)			
研究分野	分野の名称		
	キーワード (科学研究費補助金平成22年度分科細目表付表キーワード一覧を参考に、関連の深いものを5つ以内)		
研究内容の概要 (200字以内)			
拠点構想に関連が深い英文の論文 (レビュー論文も可。5件以内を記載するとともに、それらのPDF化したファイルを添付すること。)			
研究内容の観点から競争的關係にあり、拠点構想を適切に評価できないと考えられる研究者 氏名・所属 (国籍を問わず、3名以内。)			
事務連絡担当者連絡先	郵便番号		
	住所		
	所属・職名		
	氏名		
	電話番号		
	FAX番号		
	e-mail		

※事前応募登録書は書類審査のレビュー選定のために用いられるが、書類審査・本審査の際に審査の対象となることはない。

※事前応募登録書の提出のない拠点構想については、正式な応募を受け付けることができない。

※拠点長候補者及び研究分野については、正式な応募の際に変更することがないようにすること。

※本様式を提出後、審査の過程で事務連絡担当者連絡先に変更が生じた場合には、jpsstoplevel@jpsps.go.jpまで速やかに連絡すること。



## 世界トップレベル研究拠点プログラム（WP I）

### 応募書類様式

注：応募書類提出後の内容変更に伴う差し替えや訂正は認めない。

**1. 拠点構想等の概要**（英語、日本語の2つのバージョンを作成。それぞれA4版3枚以内）

ホスト機関名												
全体責任者 (ホスト機関の長)	※ 氏名、役職を記載。											
拠点構想責任者	※ 氏名、所属、役職を記載。 ※ 拠点長着任以前は、研究グループのリーダーを「拠点構想」の実施に一義的な責任を有する「拠点構想責任者」とする。											
拠点構想の名称	※ 20字以内で記載。											
拠点構想の概要	※ 拠点構想の全体概要について300字以内で簡潔に記載。											
研究分野	※ 研究分野名を記載するとともに、関連の深い分野のどのような融合領域であるかも明示。 ※ 研究分野として取り組む重要性（当該分野における国内外の研究開発動向、我が国の優位性等）について記載。											
研究達成目標	※ 研究達成目標そのもののみの記載で可。											
拠点運営の概要	※ 「2. 拠点構想」の（3）のiii）iv）v）部分の概要を簡潔に記載。											
拠点を構成する研究者等	※ 主任研究者数（うち、外国人研究者数）、研究者総数（うち、外国人研究者数）、拠点（中核）構成員総数（いずれも最終目標数）及び達成時期を記載。 ※ 主要な主任研究者を記載。 ※ サテライトを設置する機関、その他連携機関を記載。											
拠点長候補者	※ 氏名、現在の所属、役職を記載。 ※ 拠点長候補者がどのような拠点の構築を目指し、如何に達成するかビジョンを添付（拠点長候補者の作成による。様式自由、枚数制限の対象外とする。）											
事務部門長候補者	※ 氏名、現在の所属、役職を記載。											
環境整備の概要	※ 「2. 拠点構想」の（5）部分の概要を簡潔に記載。											
世界的レベルを評価する際の指標等の概要	※ 「2. 拠点構想」の（6）部分の概要を簡潔に記載。											
研究資金等の確保	※ 「2. 拠点構想」の（7）部分の概要を簡潔に記載。											
充当計画	年度	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	合計
	申請金額 (百万円)											
ホスト機関からのコミットメントの概要	※ ホスト機関からのコミットメントの概要を簡潔に記載。											

注) 上記に加え、拠点構想の概要を分かり易く説明したパワーポイントの資料（10頁程度以内。英語で記載。）を添付することも可。

## 2. 拠点構想 (英語で記載)

ホスト機関名	
全体責任者 (ホスト機関の長)	※ 氏名、役職を記載。
拠点構想責任者	※ 氏名、所属、役職を記載。
拠点構想の名称	
拠点構想の概要	<p>※ 拠点構想の全体概要について簡潔に記載。</p> <p>※ 国内外の他の機関との連携体制、運営体制などを含めた、拠点の全体的な体制がわかるような図を記載。</p>
<p>(1) 研究分野</p> <p>※ 研究分野名を記載する。関連の深い分野のどのような融合領域であるかも明示。</p> <p>※ 研究分野として取り組む重要性 (当該分野における国内外の研究開発動向、我が国の優位性等) について記載。</p> <p>※ 類似の分野を対象とする国内外の既存拠点があれば、列挙。</p>	
<p>(2) 研究達成目標</p> <p>※ 実施期間終了時 (10年後) の研究達成目標を一般国民にも分かり易い形で明確に設定。その際、環境領域において、異分野の融合によりどのような研究を実施していくのか、その上で、どのような科学技術上の世界的な課題の簡潔に挑戦するのか、またその実現により、将来、どのような社会的インパクトが期待できるのか、をできるだけ分かり易く記載。</p> <p>(例) : あくまでもイメージ</p> <p>○ 「人工光合成の技術の実現」</p> <p>生命科学、材料科学、化学などの分野融合により、新生命材料工学領域を拓き、人工光合成型の高効率エネルギー・物質変換の実現を目指す。これが実用化されれば、太陽光によるクリーンエネルギーの生成、二酸化炭素の効果的な固定化により、エネルギー・地球温暖化対策に大きなインパクトを与える。</p> <p>※ 上記目標を達成するための研究活動面の具体的計画、及び、関連するこれまでの実績を記載。</p>	
<p>(3) 運営</p> <p>i) 拠点長候補者</p> <p>※ 拠点長候補者の氏名、年齢 (2010年12月1日現在)、現在のポスト、専門分野、当該者が拠点長にふさわしいと考えられる理由等を記載。</p> <p>※ 拠点長候補者の業績等を「添付様式2」に従って添付。</p> <p>※ 拠点長候補者がどのような拠点の構築を目指し、如何に達成するかのビジョンを添付 (拠点長候補者の作成による。様式自由。)</p> <p>※ 拠点が対象とする研究分野で世界的な業績のある研究者の推薦状を添付することが望ましい。</p> <p>ii) 事務部門長候補者</p> <p>※ 事務部門長候補者の氏名、年齢 (2010年12月1日現在)、現在のポスト、当該者が事務部門長にふさわしいと考えられる理由等を記載。</p> <p>※ 事務部門長候補者の略歴を添付 (様式自由)。</p>	

iii) 事務部門の構成

※ 事務部門の構成の考え方等について具体的に記載。

iv) 拠点内の意思決定システム

※ 拠点内の意思決定システムについて具体的に記載。

v) 拠点長とホスト機関側の権限の分担

※ 拠点長とホスト機関側の権限の分担について具体的に記載。

(4) 拠点を形成する研究者等

i) ホスト機関内に構築される「中核」

a) 主任研究者（教授、准教授相当）

	事業開始時点	平成22年度末時点	最終目標 (○年○月頃)
ホスト機関内からの研究者数			
海外から招聘する研究者数			
国内他機関から招聘する研究者数			
主任研究者数合計			

- ※ 最終目標を達成するための具体的計画（時期・手順など）を併せて記載。
- ※ 応募時点で拠点への参加が想定されている主任研究者を「添付様式1」に記載。それ以外の将来的に招聘する主任研究者については、招聘するに当たっての方針・戦略について記載。特に、「世界トップレベル」と考えられる研究者については、その氏名の右側に「\*」印を付す。
- ※ それぞれの主任研究者の業績等を「添付様式2」に従い添付。
- ※ 海外、国内他機関から招聘する研究者については、拠点構想への参加の意思を示した書簡を添付（様式自由）。

b) 全体構成

	事業開始時点	平成22年度末時点	最終目標 (○年○月頃)
研究者 (うち、外国人研究者数及び%)			
主任研究者 (うち、外国人研究者数及び%)			
その他研究者 (うち、外国人研究者数及び%)			
研究支援員数			
事務スタッフ			
「中核」を構成する構成員の合計			

※ 最終目標を達成するための具体的計画（時期・手順など）を併せて記載。

ii) 他機関との連携

- ※ サテライト的な組織を設置して国内外の他の機関との連携を行う場合は、当該連携先機関の名称、サテライトの拠点構想における役割、サテライトの人員構成・体制、ホスト機関と当該連携先機関の間の協力の枠組み（協定等の締結、資金のやりとりの考え方等）等について記載。
- ※ サテライトに主任研究者を配置する場合は、その主任研究者を「添付様式1」に記載（備考欄にサテライト名を明記）。また、それぞれの主任研究者の業績等を「添付様式2」に従って添付。
- ※ その他、サテライト的な組織を設置しないものの、国内外の他の機関との連携を行う場合は、当該機関の名称、拠点構想における役割、連携の概要等について記載。

(5) 環境整備

※ 以下のそれぞれの項目についてどのような措置をとるのか、時期・手順も含めて具体的に記載。

- i) 研究者から研究以外の職務を減免するとともに、種々の手続き等管理事務をサポートするためのスタッフ機能を充実させることなどにより、研究者が研究に専念できるような環境を提供する。
- ii) 招聘した優秀な研究者が、移籍当初競争的資金の獲得に腐心することなく自らの研究を精力的に継続することができるよう、必要に応じスタートアップのための研究資金を提供する。
- iii) ポスドクは原則として国際公募により採用する。
- iv) 職務上使用する言語は英語を基本とし、英語による職務遂行が可能な事務スタッフ機能を整備する。
- v) 研究成果に関する厳格な評価システムと能力に応じた俸給システム(例えば年俸制等)を導入する(主にホスト機関外からの招聘研究者が対象。拠点形成以前よりホスト機関に所属していた研究者についてはホスト機関が給与を支給することが基本)。
- vi) 「世界トップレベル拠点」としてふさわしい研究室、居室等の施設・設備環境を整備する。
- vii) 世界トップレベルの研究者を集めた国際的な研究集会を定期的(少なくとも年1回以上)に開催する。
- viii) 上記のほかに、世界から集まるトップレベルの研究者が、国際的かつ競争的な環境の下で快適に研究に専念できるようにするための取組みがあれば記載。

(6) 世界的レベルを評価する際の指標等

※ 以下のそれぞれの項目について、具体的に記載。

i) 対象分野における世界的なレベルを評価するのに適当な評価指標・手法

ii) 上記評価指標・手法に基づいた現状評価

iii) 本事業により達成すべき目標（中間評価時、事後評価時）

(7) 研究資金等の確保

i) 過去の実績

※ 本件拠点構想に参加する主任研究者が獲得した競争的資金等の研究費の合計を、「研究活動時間全体に占める、本件拠点における研究活動（他の競争的資金による研究活動も含む）の実施のために割く時間の割合」（別添様式2におけるエフォート②）を勘案して（例えば、この割合が70%の研究者については、当該研究者が獲得した研究費の70%を上記「研究費の合計」に算入）年度別に記載（平成17年度～平成21年度）。

ii) 拠点設立後の見通し

※ 上記実績を踏まえつつ、本プログラムからの支援額と同等程度以上のリソースを、どのようにして確保するのか、具体的な見通しについて記載。  
※ その際、競争的資金等の研究費については、「研究活動時間全体に占める、本件拠点における研究活動（他の競争的資金による研究活動も含む）の実施のために割く時間の割合」（別添2におけるエフォート②）を勘案して算入。また、研究費の獲得の見通しについては、上記実績を踏まえた現実的なものとする。

その他

※ 実施期間終了後の取り組みについて記載。  
※ 他の機関への波及効果（ホスト機関の他部局や他の研究機関が世界トップレベルの研究拠点を構築する際に参考となりうる要素を持つ先導的なものであるか）について記載。  
※ その他、世界トップレベルの拠点を構築していくに当たり重要な事項を記載。  
※ ホスト機関内のグローバルCOEに採択されている拠点のうち、本件拠点構想に関連するものがある場合には、その拠点のプログラム名称、概要、拠点リーダー及び本件拠点構想との関連について記載。



### 3. 充当計画 (英語で記載)

年次計画 (平成22年～平成31年)						
年度	22	23	24	25	26	
申請金額(百万円)						
年度	27	28	29	30	31	合計
申請金額(百万円)						

#### <平成22年度>

年度の事業計画
※ 当該年度に本件補助金を充当して実施する事業の具体的内容について記載。

#### 経費の明細

事 項	金額 (百万円)	備 考
<b>&lt;平成22年度&gt;</b>		
<b>直接経費</b>		
※ 申請できる経費は、本プログラムの目的である拠点構想の実現のために必要なものに限定される。		
※ 仮にサテライト的な組織を設置する場合は、サテライトで使用する経費を区分して記載する。		
※ 初年度(平成22年度)は、事業開始が12月頃と想定し、事業実施期間を4ヶ月とした補助金の規模とする。		
※ 記載例		
・ 拠点長給与	〇〇百万円	
・ 事務部門長給与	〇〇百万円	
・ 〇〇教授招聘のための経費	〇〇百万円	
(内訳) 給与	〇〇百万円	
ポストドク給与(〇人分)	〇〇百万円	
その他スタートアップ研究費	〇〇百万円	
・ ポストドク給与(〇〇人分)	〇〇百万円	
・ 研究支援者給与(〇〇人分)	〇〇百万円	
・ 事務スタッフ給与(〇〇人分)	〇〇百万円	
・ 研究スペース等借料	〇〇百万円	
・ 国際シンポジウム開催のための経費(〇回分)	〇〇百万円	
・ 国内旅費	〇〇百万円	
・ 外国旅費	〇〇百万円	
・ 備品・消耗品費	〇〇百万円	
<b>間接経費</b>		直接経費 × 30%
(平成22年度) <b>合 計</b>		

<平成23年度>

年度の事業計画			
※ 当該年度に本件補助金を充当して実施する事業の具体的内容について記載。			
経費の明細			
	事 項	金額（百万円）	備 考
<平成23年度> 直接経費			
間接経費			直接経費 × 30%
(平成23年度)	合 計		

<平成24年度>

年度の事業計画			
※ 当該年度に本件補助金を充当して実施する事業の具体的内容について記載。			
経費の明細			
	事 項	金額（百万円）	備 考
<平成24年度> 直接経費			
間接経費			直接経費 × 30%
(平成24年度)	合 計		

注) 以下、平成31年度まで同様の書式にて記載する。

(ホスト機関名： 拠点構想の名称： )

## 4. ホスト機関からのコミットメント (英語で記載)

日 付

文部科学省 宛

ホスト機関名  
ホスト機関の長の役職・氏名  
署名

「世界トップレベル研究拠点プログラム (WP I)」において「 (拠点構想の名称) 」が採択された場合には、以下に示す事項について責任をもって措置していくことを確認する。

<p>&lt;中長期的な計画への位置づけ&gt; ※ 「当該拠点をホスト機関の中長期的な計画上に明確に位置づける」ということに関し、どのような計画にどのような形で位置づけるかについて具体的に記載。</p>
<p>&lt;具体的措置&gt; ※ 以下のそれぞれの事項について、具体的措置を記載。</p>
<p>①当該拠点が、拠点運営及び拠点における研究活動のために、本プログラムからの支援額と同程度以上のリソースを当該拠点に参加する研究者が獲得する競争的資金等の研究費、ホスト機関からの現物供与等 (人件費の部分負担、研究スペースの提供等) もしくは外部からの寄付等により確保するに当たり必要な支援を行う。</p>
<p>②拠点運営に一定の独立性を確保するため、「拠点構想」実施に当たって必要な人事や予算執行等に関し、実質的に拠点長が判断できる体制を整える。</p>
<p>③機関内研究者を集結させるに当たり、ホスト機関内の他の部局における教育研究活動にも配慮しつつホスト機関内での調整を積極的に行い、拠点長を支援する。</p>
<p>④機関内の従来の運営方法にとらわれない手法 (英語環境、能力に応じた俸給システム、トップダウン的な意志決定システム等) を導入できるように機関内の制度の柔軟な運用、改正、整備等に協力する。</p>
<p>⑤インフラ (施設 (研究スペース等)、設備、土地等) の利用に関し便宜を図る。</p>
<p>⑥その他、当該拠点が「拠点構想」を着実に実施し、名実ともに「世界トップレベル拠点」となるために最大限の支援をする。</p>

(添付様式1) (英語及び日本語の2つのバージョンを作成)

## 主任研究者リスト

- ※ 主任研究者が10名を超える場合は、その数に応じて作成。
- ※ 「世界トップレベル」と考えられる研究者については、その氏名の右側に「\*」印を付す。
- ※ 年齢は、2010年12月1日時点とする。
- ※ プログラム開始時点で、当該構想に参加できないものについては、備考の欄に、参加予定時期を明記する。

氏名	年齢	現在の所属 (機関、部局、専攻等)	現在の専門 学 位	備 考
①				
②				
③				
④				
⑤				
⑥				
⑦				
⑧				
⑨				
⑩				

### 主任研究者・拠点長候補者個人票

氏名 (年齢)	※ 「世界トップレベル」と考えられる研究者については、その氏名の右側に「*」印を付す。				
現在の所属 (機関、部局、専攻等)					
現在の専門 学 位					
拠点構想への参加時期	※ 拠点構想開始時から参加の場合は、「拠点構想開始時点」と記入。				
エフォート①	本件拠点における研究活動(他の競争的資金による研究活動も含む)のために割く時間の割合: (b%)				
	本件拠点における研究活動以外の活動のために割く時間の割合: (c%)				
	合計: (b+c%)				
エフォート②	※ 研究活動時間全体に占める、本件拠点構想における研究活動(他の競争的資金による研究活動も含む)のために割く時間の割合: (b/a%) を記載。				
	<p>&lt;全仕事時間を100%とする&gt;</p> <table border="1"><tr><td>研究活動時間全体 (a%)</td><td>本件拠点における研究活動のために割く時間 (b%)</td><td>本件拠点における研究活動以外の活動のために割く時間 (c%)</td><td>研究活動以外の活動(教育活動その他)に使用する時間全体 (d%)</td></tr></table>		研究活動時間全体 (a%)	本件拠点における研究活動のために割く時間 (b%)	本件拠点における研究活動以外の活動のために割く時間 (c%)
研究活動時間全体 (a%)	本件拠点における研究活動のために割く時間 (b%)	本件拠点における研究活動以外の活動のために割く時間 (c%)	研究活動以外の活動(教育活動その他)に使用する時間全体 (d%)		
研究・教育歴					
これまでの研究の成果、アピールすべき点 ※ 「世界トップレベル」と考えられる研究者については、「世界トップレベル」であるといえる理由を明記。					

## 研究活動実績

### (1) 国際的影響力

※ 以下に係る実績について記載。

- a) 分野を代表する国際学会での招待講演・座長・理事・名誉会員
- b) 有名レクチャーシップへの招待講演
- c) 主要国アカデミー会員
- d) 国際賞の受賞
- e) 有力雑誌の編者の経験 等

### (2) 大型の競争的資金の獲得

※ 過去5年の大型の競争的資金の獲得実績について記載。

### (3) 論文被引用

※ 主要な発表論文名、被引用の程度等を記載。

### (4) その他

※ その他当該研究者が世界トップレベルと判断するに足る実績があれば記載。